

◎茨城県青少年の健全育成等に関する条例施行規則

改正

昭和五十六年三月二十八日	規則第三十二号
昭和六十二年十月十五日	規則第五十七号
平成四年六月二十九日	規則第六十二号
平成五年三月三十一日	規則第三十八号
平成七年五月二十二日	規則第五十五号
平成十二年三月三十一日	規則第六十六号
平成十二年三月三十一日	規則第一二二号
平成十五年三月二十七日	規則第五号
平成十七年三月三十一日	規則第三十号
平成十七年十月三十一日	規則第一〇号
平成十九年三月二十七日	規則第十号
平成十九年十二月二十五日	規則第一〇七号
平成二十一年三月十六日	規則第十号
平成二十二年一月二十一日	規則第一号

全部改正

(趣旨)

第一条 この規則は、茨城県青少年の健全育成等に関する条例(平成二十一年茨城県条例第三十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有害興行の揭示)

第二条 条例第十五条第二項の規定による揭示は、様式第一号により行うものとする。

第三条 条例第十七条第一項に規定する規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

(一) 間仕切り、ついでにその他の方法により容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に有害図書等を陳列する方法

(二) 有害図書等を、それ以外の図書等を陳列する棚の外周から六十センチメートル以上離れた棚に陳列する方法。ただし、有害図書等を陳列する棚を、それ以外の図書等を陳列する棚の背面に設置する方法を除く。

(三) 有害図書等を陳列する棚の前面から十センチメートル以上張り出した仕切り板(透視できない材質及び構造のものとする。以下この号において同じ。)を設け、仕切り板と仕切り板との間に有害図書等をまとめて陳列する方法

(四) 有害図書等を、床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、まとめて陳列する方法

(五) 有害図書等を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にして、まとめて陳列する方法

(自動販売機等管理者の要件)

第四条 条例第十九条第一項の規定により置かれる自動販売機等管理者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者でなければならぬものとする。

(一) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこと。
(二) 自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有すること。

(三) 条例に定める自動販売機等管理者としての義務の履行に関し、自動販売等業者から一切の権限を付与されていること。

(四) 条例に定める自動販売機等管理者としての義務を履行することを承諾していること。

(自動販売機等の表示)

第五条 条例第二十条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による表示は、様式第二号により行うものとする。

(有害図書等及び有害器具等の除去命令)

第六条 条例第二十二条第一項の規定による有害図書等又は有害器具等の除去の命令は、有害図書等又は有害器具等の除去命令書(様式第三号)により行うものとする。

(自動販売機等の撤去命令)

第七条 条例第二十三条第一項の規定による自動販売機等の撤去の命令は、自動販売機等の撤去命令書(様式第四号)により行うものとする。

(自動販売機等の設置場所に関する制限)

第八条 条例第二十四条第六号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百二十四条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)

(二) 学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校(小学校、中学校又は高等学校の課程に準ずる課程を置くものに限る。)

(三) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所

(四) 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園

(五) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供される施設で別表に掲げるもの

(深夜における青少年の入場を禁止する興行場等)

第九条 条例第三十四条第一項に規定する規則で定める興行場は、映画を上映し公衆に観覧させる施設とする。

2 条例第三十四条第一項に規定する規則で定める設備を設けて客に遊技又は遊興をさせる営業は、次に掲げる営業とする。

(一) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合せて歌唱をさせる営業

(二) 個室又は他から容易に見ることができない区画を設け、当該個室又は区画において客に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用をさせる営業
3 条例第三十四条第二項の規定による揭示は、様式第五号により行うものとする。

(推奨、指定及び指定の取消しの通知)

第十条 条例第四十条ただし書の規定による通知は、推奨(指定、指定の取消し)通知書(様式第六号)により行うものとする。

(一般からの申出の方法)

第十一条 条例第四十二条の規定による申出は、口頭、電話、文書その他の方法をもって行うものとする。ただし、条例第十二条に規定する優良興行の推奨に係る申出は、優良興行推奨申出書(様式第七号)により行うものとする。

付則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。